

令和4年度
農地等利用最適化推進施策の
改善に関する意見書

令和4年10月31日

会津若松市農業委員会

令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書

本市の農業振興につきましては、日頃から積極的な取組にご尽力を賜るとともに、農業委員会の活動に対し、格別のご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、農業・農村を取り巻く環境は、依然として農業者の高齢化や担い手不足、農業収入の減少、遊休農地の増加、鳥獣被害の拡大とともに、近年は台風や豪雨・豪雪等の自然災害など非常に厳しい状況が続いております。

さらに新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻などにより、食料需給の変化や生産資材・エネルギー資源の高騰を招くなど新たな問題も発生しております。

一方で、近年、生活・産業の改革（DX）の進展に伴い、農業分野におきましても、スマート農業の推進が図られてきており、加えて、持続可能な開発目標（SDGs）に対する関心の高まりなど、これまでとは違った流れが加速してきております。

このような中、当農業委員会では、法令を遵守し、適正に農地制度を運用するとともに、農業委員会の最も重要な業務に位置づけられている「農地等の利用の最適化の推進」に向け、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」を活動指針に掲げ、その実現に向け、農業委員と農地利用最適化推進委員が相互に連携しながら、農地パトロールによる現状把握や、新規就農者のサポートをはじめ、「人・農地プラン」の策定に向けた支援に努めるなど現場活動に取り組んできたところであります。

農業は、私たちの生活に欠かすことができない食料を供給し、その生産活動をとおして国土の保全、文化の継承等、様々な役割を担っており、その効果は地域住民だけでなく市民、そして国民全体にも及ぶものであり、地域の農業活動の発展が持続可能な地域社会の実現に結びつくと考えております。

つきましては、これらの実現に向けて、また、「農地等の利用の最適化の推進」を効率的かつ効果的に実施するため、これまでの農業委員会の取組を通して得た知見と新たな事業展開等を踏まえ、「農業委員会等に関する法律第38条第1項」の規定に基づき意見書を提出しますので、施策に反映されますようお願いいたします。

令和4年10月31日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市農業委員会

会長 永井 茂

1. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 地域計画（人・農地プラン）の推進について

本市においても、これまでに「人・農地プラン」の実質化への取組が進められてきたが、高齢化や農業者の減少により耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適正に利用されなくなることが懸念され、農地の集約化等に向けた取組が喫緊の課題であることから、国においては、地域計画（人・農地プラン）の策定を法定化したところである。

今後、地域計画の策定にあたっては、担い手への農地の集積・集約化と小規模兼業農家など多様な経営体による農地利用、さらには農地の保全や非農地化による他用途利用など、徹底した地域の話し合いにより、計画の実効性を高めていくことが重要である。そのために、まとめ役（世話人）等がいない地域への対策を十分に講ずるとともに、農業委員会など関係機関の役割を明確にし、より一層の連携・強化を図りながら推進すること。

(2) 農地中間管理事業への支援について

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画に一本化され、農地中間管理機構を介した農地の賃借等が大幅に増加することが見込まれ、事務処理の遅れが懸念されることから、市と農業委員会の強力な連携のもとに円滑な事務処理が遂行できるよう体制の強化を図ること。

併せて、市町村との役割の明確化や農地中間管理機構による事務処理が円滑に行われるよう、国・県に対して事務負担の軽減を図るため、提出書類の簡素化など事務処理の迅速化に向けた対策を講ずるよう要請すること。

(3) スマート農業の推進について

認定農業者や農業法人等への農地の集積・集約により経営規模拡大が進む中、作業の省力化や単収・品質の向上に資するスマート農業について、本市においては、平成27年度より養液土耕栽培システム、水田水管理システム、栽培支援ドローンを導入し、効果の実証や初期投資の経費を補助するなど普及・推進を図っているところである。

今後も、農業従事者の高齢化が進む中、持続可能な農業の実現にはスマート農業は欠かせないものとなってくることから、スマート農業の活用が容易にできるような初期投資や導入に必要な環境整備への財政的な支援の充実、さらにはスマート機器を使いこなせるサポート体制の構築や人材育成などの取組に対しても支援すること。

(4) 農業担い手の育成、支援について

農業者の高齢化や減少が進む中、農業の生産性を向上し、持続可能なものにするためには、担い手の確保・育成を図りつつ、担い手への農地の集積・集約化を加速させることが不可欠である。

市では、これまで認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織化や農業法人化などに対して、施設や機械等の導入経費の一部を補助するなど様々な支援策を講ずるとともに、きめ細やかな営農改善へのサポートを行ってきたところであるが、今後も継続して財政的支援やサポート体制の強化を図りながら担い手の確保・育成に努めること。

また、市内の大規模な担い手家族経営においては、農地の引受面積が限界状況にあり、集落営農組織から移行した農業法人においては、役員・従業員の高齢化が進んでいるなど新たな課題が生じている。新たな担い手確保のため、農への雇用も含めて、法人設立に向けた支援策の充実や、一般企業や市外からの農業法人を誘致するなど、関係機関と連携しながら、新たな担い手確保に向けた対策を検討すること。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 多面的機能支払交付金等について

多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等の日本型直接支払制度は、農地の保全管理や遊休農地解消など農村地域の維持・発展には有効であることから、当該制度が積極的に活用が図られるよう交付単価のさらなる充実を図るなど所要の見直しを行うよう国・県に対して要請すること。

また、事務処理の煩雑さを理由に取組を断念する組織も存在することから、活動組織による事務手続きの大幅な簡素化を国・県に対して引き続き要請すること。

(2) 有害鳥獣被害対策について

本市においては、令和3年度から「鳥獣被害防止総合支援事業」を展開しているところであるが、イノシシ、クマ等の野生動物の個体数増加に伴い、農地や農作物への被害が一層深刻さを増していることから、引き続き、電気柵や捕獲わなの設置等捕獲に要する経費への支援を拡充するとともに、有害鳥獣駆除に係る鳥獣捕獲員の人材確保に積極的に取り組むなど、防除と駆除の両立を図る体制整備を推進すること。

また、有害鳥獣は一部地域で対策を講じても他地域へ移動する傾向があるため、広域的な有害鳥獣による被害に対応が求められており、集落または市町村を跨ぐ広域的取組などが必要であることから、市内における広域的な取組の推進と併せ、県に対して、自治体を超えた広域的な鳥獣被害対策を推進するよう要請すること。

(3) 農地の保全管理の推進について

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（農山漁村活性化法）の一部が改正され、地方自治体が作成する活性化計画の対象に、農用地の保全等に関する事業が新たに位置づけされた。この事業は、農用地の保全等により荒廃農地の防止を図りつつ、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が難しく耕作が困難であると判断される農地については、景観作物の植栽など粗放的な利用や鳥獣緩衝帯、計画的な林地化による農地の利活用を可能とするものである。農地の荒廃化や周辺農業への悪影響を防ぎ、ひいては農村の活性化を図るといった効果があることから、優良農地の確保を前提に、地域の実情を踏まえつつ、地域計画との整合を図りながら活性化計画の策定に向けて検討すること。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規就農者に対する支援について

新規就農者については、各関係機関と連携を図りながら、就農相談や青年等就農計画の作成、補助金の活用、経営状況の確認やサポートチームによる訪問活動など、就農相談から就農後まで一貫した支援を行っているところであるが、今後も計画未達成者やリタイア者がでないよう、継続してきめ細かな対策に取り組むとともに支援の充実にも努めること。

また、新規就農者同士の交流や情報交換の場として、ネットワークの構築を図ること。

加えて、「新規就農者育成総合対策」は、新規就農者の初期段階の農業経営には重要な制度であることから、国に対して交付の確実性と安定化、人・農地プランへの位置付けとなっている採択要件の緩和を要請すること。

(2) 農業参入者への支援について

将来の農業担い手を確保するため、新規就農者に来てほしいと考える地域（集落）が新規就農者の就農や定着を応援するチームをつくり、話し合いをもとに、就農希望者が就農の検討材料となる地域農業情報（空き家、農地、支援体制等の情報）を記載した「就農・定着応援プラン」を作成し、関係機関それぞれの立場から支援しながら、農業に定着する取組を実践している事例も見受けられる。就農希望者に対して、本市農業の長所や新規参入の動機付けとなるような就農関連情報の発信強化を図るとともに、併せて生活や子育てへの支援などの情報発信に努めること。

(3) 多様な担い手の確保・育成について

国の「食料・農業・農村基本計画」や農業経営基盤強化促進法の改正等を踏まえ、小規模兼業農家等により地域農業を維持してきた実態に鑑み、認定農業者や認定新規就農者など中心経営体だけでなく、小規模兼業農家や定年帰農、半農半X、デュアルライフ（二地域居住・二拠点生活）など、多様な形で農業に携わり、地域農業を維持していく者の確保・育成を推進するとともに、そうした多様な担い手に対する市の制度資金や施設・機械導入支援等の創設や拡充を図ること。

4. その他

(1) 農業資材等の高騰への支援について

農業生産資材やエネルギー資源の価格高騰の要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアのウクライナ侵攻、急激な円安等など、農業者の自助努力では解決できないものがある。農業経営においては、米価が下落しているにも関わらず、今後も肥料や農業用機械、燃油など農業に必要な資材価格が高騰し続けることが想定され、ひいては農業生産意欲の低下を招き、生産者の営農継続に大きな影響を与えることが予想される。このような状況が続けば離農に拍車をかけ、耕作放棄地の増加につながる恐れがあることから、農業生産資材等の高騰分への十分な補助金等の支援策を講ずるとともに、国・県に対して農業生産資材等の価格低減対策を講ずるよう要請すること。

(2) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて

水田活用の直接支払交付金の交付対象の見直しについて、今後5年間水張りをしない水田を交付対象から除外する方針が示されているが、交付金の減額による農業経営への影響はもとより、水稻以外の作物を栽培できるよう排水対策など、転作の定着と地域特産物の創出に向けて努力してきた生産意欲の減退を招くなど多くの課題があることから、水田利用の実態を踏まえた制度運用とするよう国に要請すること。

(3) セーフティネットの充実について

農業の経営安定には安定した農業収入が不可欠であり、経営所得安定対策のナラシ対策や、農作物の共済制度、収入保険など収入の減少を極力抑える対策を充実させるとともに、経営リスクが多様化していることに鑑み、すべての農業者が加入できるような総合的なセーフティネットのあり方を検証し、必要な対策を講じるよう国に要請すること。

また、市においては、令和4年度に収入保険加入促進事業を創設し、新たに令和5年を保険期間とする収入保険に加入する農家に対し、保険料への支援を行うこととしているが、単年度で終了することなく、今後も継続して支援すること。